

松山市子育て情報サイト作成等業務委託仕様書

本仕様書は、松山市（以下「甲」という。）が委託する「松山市子育て情報サイト作成等業務委託」に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものである。

〔1〕委託業務件名

松山市子育て情報サイト作成等業務委託

〔2〕目的

妊娠・出産・子育てに関して、市民のニーズに応える情報を分かりやすく提供し、行政や地域の取り組みや思いを積極的に発信することにより、市民が「安心して、楽しんで子育てできる」「松山で子育てしたい」と感じられる気運を醸成する。

〔3〕履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

〔4〕履行場所 市長が指定する場所

〔5〕業務内容

「松山市子育て情報サイト カンガエルーカフェ」（以下、「既存サイト」という。）を全面リニューアルし、「松山で一番頼れる子育て情報サイト」として、子育て支援情報や子育ての魅力などを、分かりやすくかつ効果的に伝えるサイトを企画、制作するとともに、サイトの認知度向上のための効果的なプロモーションを企画、実施する。（別記1参照）

〔6〕業務項目

1. 松山市子育て情報サイト「カンガエルーカフェ」のリニューアル

（1）トップページデザイン他、デザインの作成

- ・「松山で一番頼れる子育て情報サイト」として、分かりやすく、また快適にアクセスできるデザイン・レイアウトとし、市のコンセプトが伝わるウェブサイトとする。
- ・トップページ以外の各ページについても、トップページと統一感のあるレイアウトとする。

（2）コンテンツの提案と制作

- ・既存サイトのコンテンツを（1）で構成したレイアウトに落とし込み、新しいウェブサイトとして制作する。各コンテンツ内で基本的な情報は手に入れられるような構成とし、市HPへのリンクは必要最小限とする。
- ・既存サイトから移行するコンテンツについては、甲と協議して決定することとし、市民への訴求力が低いと思われるコンテンツや今後活用の見込みがないコンテンツについては引き継がない。
- ・既存サイトから移行するコンテンツに加え、市民が「安心して、楽しんで子育てできる」「松山で子育てしたい」と感じられるようなコンテンツを企画し、制作する。

2. 効果的なプロモーションの企画と運用

- ・リニューアルしたウェブサイトの認知度・アクセス数向上のため、SNS等と連動させるなど効果的な方法について企画を提案し、実施する。
- ・プロモーションの実施に当たっては随時甲と協議して行う。

3. ウェブサイトの運用

- ・リニューアルするウェブサイトは、2024年11月を目途に公開することとし、運用を開始する。また、当該コンテンツの維持管理に必要となるサーバー等ハードウェア、ネットワーク、ソフトウェア等については、全て乙において管理すること。
- ・甲がタイムリーな情報発信を行えるよう体制を整えるとともに、コンテンツの内容に応じて定期的な更新を行うなど、〔2〕を達成するための適切な運用を行う。

4. 定期ミーティングの実施

- ・本業務の進め方の協議や進行管理について、甲と密に連携をとり、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるように、必要に応じて定期ミーティングを行う。
- ・定期ミーティング後、乙は速やかに議事録を提出すること。

〔7〕ウェブサイトの仕様

1. Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Apple Safari等の主要なブラウザの最新バージョンで正常動作すること。
2. スマートフォンやタブレット端末等のデバイスに応じてウェブサイトの表示を最適化する仕組みを取り入れること。
3. パソコン、タブレット及びスマートフォンの標準的な回線速度において、ユーザーの操作性や快適性、満足度を高められるよう、ユーザビリティを考慮して作成すること。
4. ドメインについて、既存サイト「kosodate-matsuyama.jp」を使用すること。
5. サーバー、CMSについて、サイト作成・運用に適切なものを使用すること。
6. リダイレクトの設置等、既存サイトのユーザーがスムーズにリニューアル後のサイトへつながるよう適切な措置をとること。
7. SEO対策を施すこと。

〔8〕その他運営上の要件

1. 実施体制
実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
2. 事業計画書の作成
契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。
3. 事業完了報告書の作成
事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

〔9〕 成果品

1. 本業務で作成したウェブサイト
2. ウェブサイトで使用したテキスト、画像、動画データ等 一式
3. ウェブサイト運用以降のサイトアクセスレポートと運用報告 一式

〔10〕 契約に関する条件等

1. 再委託等の制限

乙は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

2. 成果品の利用及び著作権

- (1) 乙は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、乙と協議のうえ、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、乙はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 乙は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

3. 業務の履行に関する措置

甲は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。乙は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に甲に書面で通知しなければならない。

4. 機密の保持

乙は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知りえた情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守するとともに、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ甲と協議のうえ、承認を得ること。

7. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲と乙が協議の上、甲の指示に従うものとする。